第１　あらまし……　(79)
第２　東京の地勢と水系……　(80)
第３　河川管理……　(81)
第４　中小河川の整備……　(83)
第５　低地河川の整備……　(89)
第６　土砂災害対策事業……　(96)
第７　海岸保全事業……　(98)
第８　河川環境の整備……　(98)
第９　河川維持……　(99)
第10　河川防災……　(100)
第11　予防保全型管理……　(100)
第12　公共土木施設災害復旧
　　（国土交通省所管施設）……　(101)
第13　水防……　(101)
第14　その他……　(104)

河　　川

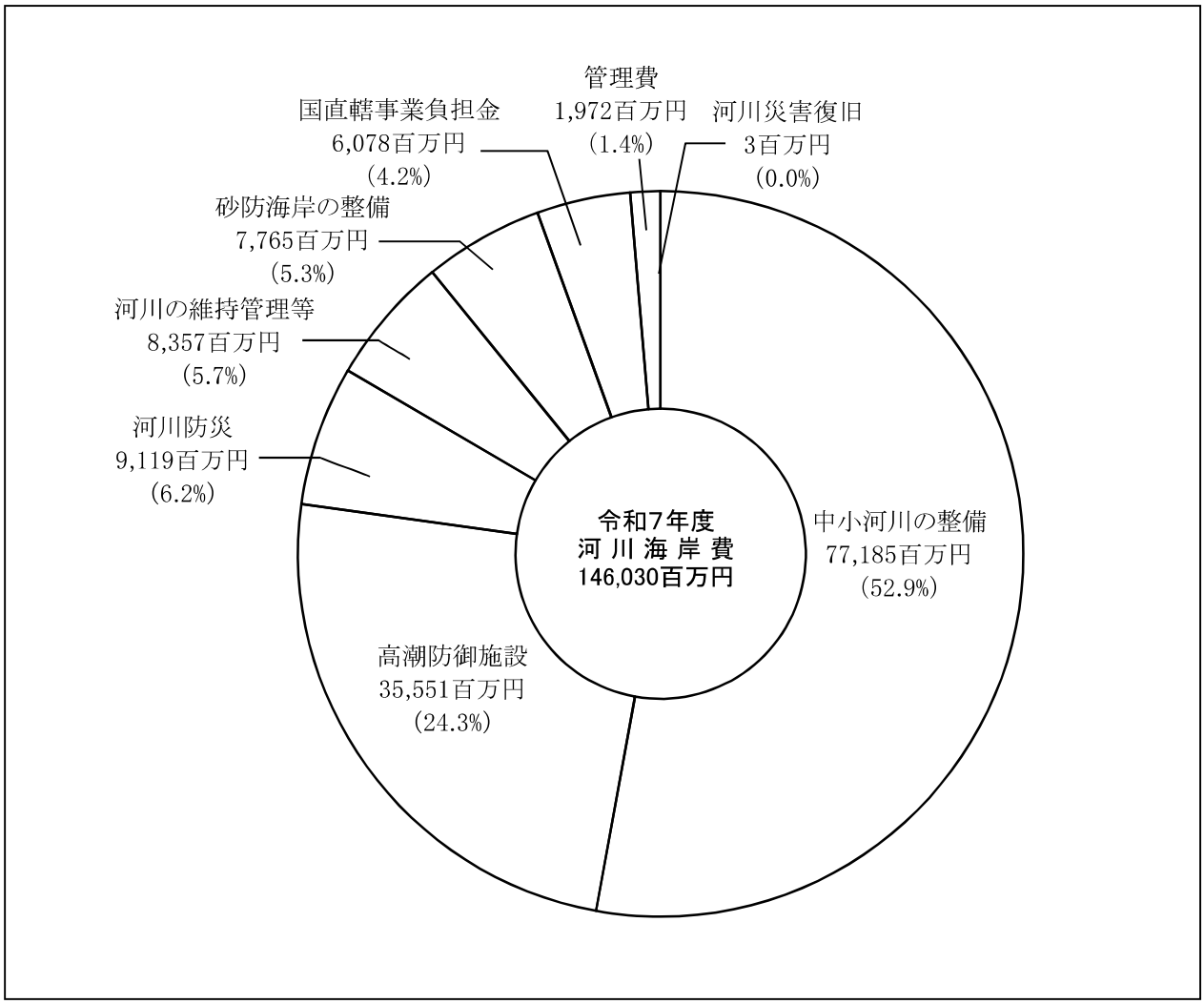

第３・１図　中小河川改修計画図

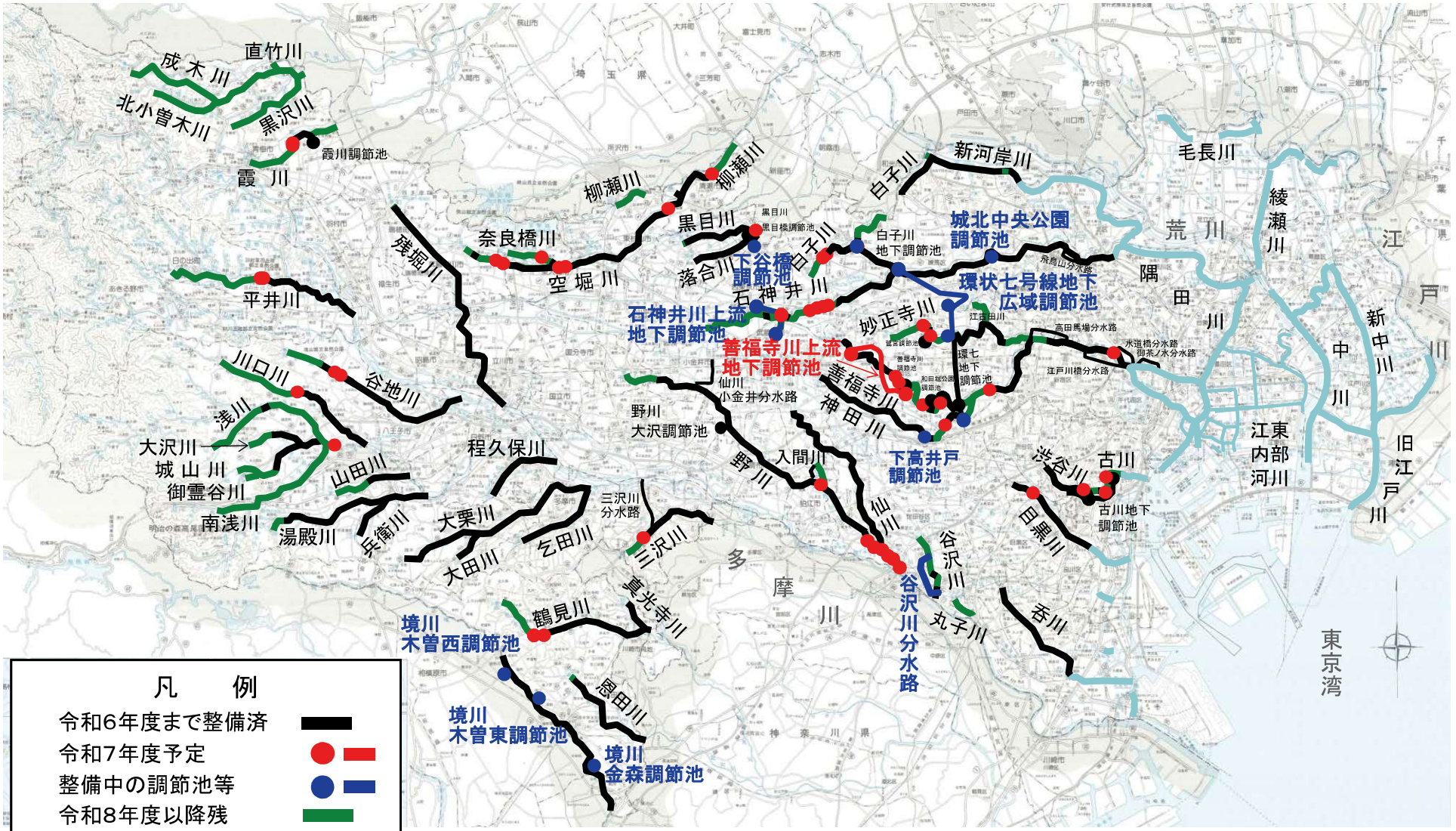

第１　あ　ら　ま　し

１　概　　要

河川事業は、洪水・高潮等による水害や土砂災害から都民の命と暮らしを守るとともに、うるおいのある水辺の形成・自然環境の保全・再生及び河川利用などを推進して良好な河川環境と都市環境を形成することを目的とし、安全で安心かつ活力のある都市の創出に資するものである。

区部の台地や多摩部を流れる中小河川では、洪水による水害を防止するため、護岸や調節池等の整備を推進している。

東部低地帯の河川では、高潮や地震による水害を防止するため、防潮堤や水門等の整備や耐震・耐水対策を進めている。また、隅田川などの主要河川においては、スーパー堤防等の整備を進め、耐震性の向上とともに、水辺環境の向上を図っている。

多摩地域や島しょを中心に、豪雨による土砂災害や、火山噴火による災害から都民の命を守るため、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策を実施している。また、高潮・波浪等による海岸の侵食を防止し、国土を保全するため、主に島しょで海岸保全施設の整備を進めている。

さらに、河川は密集した市街地の中で人々の暮らしにゆとりやうるおいを与える貴重なオープンスペースであるため、多自然川づくりや水辺の緑化、親水性に配慮した護岸の整備を行うなど、人々が集い、憩える水辺環境の創出に努めている。

また、防災・減災対策の強化を図るため、土砂災害警戒区域等の指定や河川監視カメラの増設等水防災情報の発信強化といったソフト対策に取り組んでいる。

２　課　　題

中小河川においては、年超過確率1/20 (※1)規模の降雨に対応するため、これまでの護岸整備に加え、調節池等の整備を進めている。令和６年度末の河川の安全度達成率(※2)は対策強化流域(※3)では63%、一般の流域では81%となっている。激甚化・頻発化する豪雨から都民の命と暮らしを守るためには、ハード・ソフト両面の対策を一層強化していく必要がある。

東部低地帯の河川においては、護岸や防潮堤の整備など高潮防御施設や江東内部河川の整備を積極的に進めるとともに、水門や堤防等の耐震、耐水対策を着実に実施してきた。近年、都内では、平成29年台風第21号において、38年ぶりに高潮警報が発表されたことに続き、令和元年東日本台風においても、高潮警報が発表されている。また、首都直下地震が30年以内に70%の確率で起こる可能性がある。こうした状況を踏まえ、東部低地帯における河川整備の一層の推進が重要である。

また、越中島川や神田川下流部などの低地河川には放置船舶があり、河川管理や事業推進等の支障となっている。

さらに、近年、全国的に豪雨災害が激甚化・頻発化するなど気候変動の影響が顕在化してきており、加えて、今後、降雨量の増加や海面上昇、台風の強大化等が見込まれる。このため、将来の気候変動の影響を踏まえて、洪水対策及び高潮対策を進めていく必要がある。

土砂災害対策においては、砂防施設整備等を順次実施しているが、都内には土砂災害のおそれのある土砂災害警戒区域が約16,000箇所あり、すべての箇所でハード対策を実施するには多大な時間と費用を要する。このため、地域住民への情報提供や警戒避難体制の確立など、ソフト対策の充実が必要である。

海岸保全においては、侵食に対応する施設整備に加えて、東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の推進が必要である。

また、これまで首都東京の更なる魅力向上を図るため、人々が集い、親しめる河川空間の創出に努めてきた。今後も親水性の向上を図るとともに、地域や民間と連携し、ゆとりと潤いにあふれる水辺空間の創出が必要である。

３　今後の対応方針

中小河川においては、目標整備水準の達成に向けて護岸や調節池等の整備を進めていく。さらに、河川監視カメラの増設や公開数拡大、動画配信などリアルタイムでよりわかりやすい水防災情報の発信強化を進めていく。

東部低地帯の河川においては、今後想定される最大級の地震が発生した場合においても、各施設が機能を保持し、津波等による浸水を防止することを目標とした「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」（令和３年12月）に基づき、約57kmの堤防と９施設の水門等の耐震・耐水対策を推進していく。

また、中小河川及び東部低地帯の河川においては、令和５年12月に策定した「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」等に基づき、気候変動に対応した施設整備に向けた具体的な取組を推進していく。

土砂災害対策においては、「人命の保護」を最優先に災害対応力の向上・充実のための総合的な対策を推進していく。ハード対策では、土石流対策及び急傾斜地崩壊対策事業について緊急性の高い施設を優先的に整備していく。ソフト対策については、土砂災害警戒区域等の更新に加え、区市町村が整備するハザードマップの作成を支援するなど、実効性の高い警戒避難体制の整備を促進していく。

海岸事業においては、侵食を防止する人工リーフ等の海岸保全施設の整備を進め、良好な海岸環境を創出していく。

河川空間の利用においては、「隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方」（令和５年６月）を踏まえ、水辺の動線強化やウォーカブルな水辺空間の創出等、隅田川下流域の取組の拡充と上流域への展開などを推進していく。併せて、成熟社会にふさわしい東京の魅力を高める交通手段の活用を図るため、舟運の活性化に取り組み、水辺の魅力を活かした東京の顔づくりを進めていく。

※１「年超過確率1/20」とは、毎年、１年間にその規模を超える降雨が発生する確率が1/20（5%）であることを示している。

※２「河川の安全度達成率」とは、河川の目標整備水準に対応する対策（調節池や護岸整備、河床掘削など）の達成度を表す指標である。

※３「対策強化流域」とは、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」等で選定した年超過確率1/20規模の降雨に対応する流域である。（現在、神田川や野川などの10流域、第３・５図、P.88参照）

第２　東京の地勢と水系

河川部計画課

１　概　　要

東京都の地勢は、東西に長くひらけており、秩父山塊の一部を形作っている西部の山地、武蔵野台地と呼ばれる中央部の台地及び東京湾に接する東部の低地の大きく三つに分けることができる。また、太平洋上には、伊豆諸島や小笠原諸島の島々が点在している。

このような地勢から、東京の河川は、おおむね西部から源を発して東京湾へ流下する河状を呈している。水系別に分けると、主として西部山地の水を集める多摩川水系、多摩丘陵の南部を流れる鶴見川水系、武蔵野台地の過半を流域とする荒川水系、東部低地帯を貫流する利根川水系及び直接海へ注ぐその他の水系の５つに大別される。

２　多摩川水系

多摩川は、山梨県甲州市の笠取山に源を発し、西部山地における大部分の支川の水を集めて南東に流下し、中流部で多摩丘陵の支川を合わせ、さらに下流部において武蔵野台地の一部支川を合流して羽田地先で東京湾に注いでいる。その流域面積は1,240㎢で山梨県、東京都及び神奈川県の１都２県にまたがる一級河川である。

３　鶴見川水系

鶴見川は、町田市小山田に源を発し、多摩丘陵を東流し、真光寺川を合わせて神奈川県に入り、その後、恩田川、鳥山川等の支川を合わせてさらに南東に流下し、横浜市、川崎市の住宅地や工業地帯を湾曲して流れ、東京湾に注ぐ流域面積235k㎡の一級河川である。

４　荒川水系

荒川は、埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に源を発し、同県内でいくつかの支川を集めて東京都内に入り、北区志茂で隅田川を分派し、江東区砂町地先で東京湾に注ぐ流域面積2,940㎢の一級河川である。荒川から分派した隅田川は、新河岸川を合流し、途中、石神井川、神田川等の支川を合わせて東京湾に注いでいる。

５　利根川水系

利根川は、群馬、新潟両県の県境大水上山に源を発し、片品川、吾妻川、烏川、神流川、渡良瀬川、鬼怒川などの数多くの支川を集めながら関東平野の大部分を網羅し太平洋に注ぐ、流域面積が日本最大の16,840㎢の一級河川である。

中川は、埼玉県羽生市に源を発し、南下して東京都内に入り、葛飾区高砂町地先で新中川を分派し、通称七曲りといわれる蛇行をくり返しながら東四ッ木地先で綾瀬川を合流し、以下中堤を介して荒川沿いに流下し東京湾に注いでいる。その流域面積は987k㎡の一級河川である。

江戸川は、千葉県野田市で利根川から分流し、

千葉県、埼玉県及び東京都の境を南に流下し、市川市行徳付近で旧江戸川を分派し、さらに南下し、東京湾に注いでいる。流域面積は200km^{2}の一級河川である。

６　その他の水系

上記の一級水系に属さず、直接海に注ぐその他の水系として、古川や目黒川、立会川、呑川などの城南地区を流れる河川、町田市と神奈川県との境を流れる境川、小笠原諸島父島を流れる八ツ瀬川などの二級河川がある。

このうち、城南地区を流れる河川の上流部など一部の区間は、下水道計画と調整し、覆蓋して下水道幹線として整備されている。

第３　河　川　管　理

河川部指導調整課

１　概　要

我が国の河川行政は、明治29年の河川法（旧法）の公布により、はじめて近代的行政として歩み始めた。旧法制定後の社会経済の著しい進展や新憲法制定などの法制度の変革を受け、昭和39年、旧法が全面改正され、新しい河川法が制定された。新法は、治水のほか利水も目的に加え、区間主義河川管理制度に代えて水系主義河川管理制度を導入したことから、水系を一貫した管理体系に基づく治水事業の計画的な推進及び産業の発展や人口の増加等に伴う様々な需要を満たすための広域的な見地からの水利用・開発が図られることになった。

新法は、施行後も改正を重ね、近年においては、高規格堤防特別区域の指定（平成３年）、河川区域の特例としての河川立体区域制度と相手方が特定できない場合の簡易代執行制度の創設（平成７年）、法目的に「河川環境の整備と保全」の追加、地域の意向を反映した河川整備計画制度の導入及び異常渇水時の円滑な水利使用の調整のための措置（平成９年）、流水占用料等徴収事務を自治事務とする等の地方分権への対応措置（平成11年）、一級河川の直轄区間においても市町村長に河川工事等を認める規定、政令市への河川管理権限付与等の規定の創設（平成12年）、河川協力団体制度の創設（平成25年）、国土交通大臣による権限代行制度の創設（平成29年）、同権限代行の対象の拡充（令和３年）がなされている。

河川の管理は、洪水、高潮等による災害発生の防止、適正な利用及び流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全を図るために総合的な管理を行わなければならない。

つまり、河川管理とは、河川工事、河川管理施設の操作等の事実行為及び河川区域の指定、河川占用の許可、河川に影響を及ぼす行為の制限、費用負担命令、公用負担等の行政処分であって、公共用物としての河川の保全及び改良並びにその利用の確保増進とこれに付随して行われる一切の行為を指す。

河川行政の基本的要点は、次のとおりである。

２　河川の分類

河川法では、公共の水流及び水面としての河川を一級河川、二級河川、準用河川に区分して規定する。一級河川は国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で、政令で指定したものに係る河川で、社会資本整備審議会及び都道府県知事の意見を聞いた上、国土交通大臣が指定したものをいう。二級河川は、一級河川以外の水系に係る河川で公共の利害に重要な関係のあるものについて、関係市町村長の意見を聞いた上、都道府県知事が指定したものをいう。

東京都内の河川には、４水系92の一級河川と都知事が管理する15の二級河川がある。（**資料第３－（１）**、P. 226）

なお、一級河川及び二級河川以外の河川で、区市町村長が指定したものについては、原則として二級河川に関する規定を準用して河川管理が行われるため、準用河川といわれる。

３　河川管理者

河川の管理は、一級河川については国土交通大臣、二級河川は当該都道府県を統括する都道府県知事が管理することとなっているが、一級河川の一部の区間においては、政令により国土交通大臣の権限の一部を都道府県知事が行っている（この区間を「指定区間」という。）。

さらに、特別区の区域内に存する一級河川の指定区間及び二級河川のうち、隅田川や地下調節池などの治水対策上重要な河川や河川管理施設は都知事が管理するが、神田川や江東内部河川などは「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、各特別区が維持管理している。（**資料第３－（２）**、P. 228）

４　普通河川等の管理

河川法の適用又は準用を受けない公共の水流及び水面を普通河川という。

水路や濠、池等のように、河川法等の特別法の適用を受けない公有水面については、大部分が国有であり、都道府県又は市町村が条例を定めて管理を行うことができるとされていた（地方分権一括法による改正前の地方自治法第２条及び14条）。

普通河川は、地方分権推進計画により、平成12年４月１日から平成17年３月31日までの５年間で、一部を除いて国から区市町村に譲与された。譲与により、普通河川の機能管理、財産管理とも区市町村の自治事務となった。各区市町村では、公共物管理条例等を制定して普通河川を管理している。

５　河川区域内の占用

河川区域内の土地は、公共用物として本来一般公衆の自由な使用に供されるべきものであるから、その占用は、原則として認めるべきものではない。

しかし、公園のように一般公衆の使用を増進する施設や、道路や鉄道の橋梁のように公共性又は公益性のある施設でその設置が必要やむを得ないものについては許可している。主な占用施設としては、道路・鉄道の橋梁、電気、ガス、水道、下水道、電気通信施設等がある。

また、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用する流水の占用は、その目的の達成のため必要な限度において許可されている。代表的形態として、かんがい用、工業用、発電用等がある。

東京都知事は、河川法第23条から第25条までの許可を受けた者から、東京都河川流水占用料等徴収条例に基づいて土地占用料、流水占用料等を徴収している。なお、河川流水占用料等の処理件数及び収入実績は、**第３・１表**のとおりである。

６　特例占用制度の活用

平成23年４月に河川敷地占用許可準則が改正され、地域との合意形成が図られ、河川管理者が指定する区域に限り、民間事業者によるイベント施設、船着場、オープンカフェなどの河川敷地利用が可能となった。

都では、平成25年10月に隅田川においてオープンカフェが開店したのを皮切りに、令和７年４月現在、隅田川（都管理）及び渋谷川（区管理）等、７河川17か所において「都市・地域再生等利用区域」を指定し、河川空間を活用したにぎわいの創出を進めている。更なるにぎわい創出に向け、国・関係区市町村と連携しながら、水辺の魅力向上に努めていく。

第３・１表　河川流水占用料等処理件数及び収入実績

（単位：件、千円）

区　　分		土地水面占・使用料	水利使用
２年度	件数	13,724	16
	金額	3,084,771	75,599
３年度	件数	14,087	16
	金額	3,143,841	74,029
４年度	件数	13,904	16
	金額	3,174,523	74,092
５年度	件数	14,128	14
	金額	3,152,280	71,600
６年度	件数	14,371	14
	金額	3,631,407	70,567

７　河川敷地の適正管理

河川敷地等の不法占用や不法投棄等の不法行為を防止して、河川を適正に管理するために、河川監察を行っている。

河川監察に際しては、重点的、効率的に巡視、監視業務を行い、不法占用等の早期発見と是正指導に努めている。

また、河川管理上重大な支障がある場合については、監督処分から行政代執行までの法的措置を視野に入れて適正化を図っていく。

８　河川におけるホームレス対策

都管理河川におけるホームレス概数は26人（令和７年１月現在調査）で、そのうち、25人が隅田川に起居している。

ホームレスによるテントや仮小屋の設置やごみの投棄等により、河川の衛生環境の確保や水辺空間のにぎわい創出に支障をきたすとともに、洪水、高潮等の災害時にホームレスの人命の危険性があるため、ホームレス地域生活移行支援事業（平成19年度末で事業終了）や自立支援システム等の福祉施策との連携により適正化を図ってきた。

令和７年度は、引き続き自立支援システム等の福祉施策を活用し、適正化を図っていく。

適正化に際しては、定期巡回、特別清掃、24時間警備を通じ、所轄警察署や特別区との連携により指導警告を強化し、河川の衛生環境を確保しつつ、ホームレスの定着防止を図る。

適正化後は、水辺のにぎわい創出事業との連携により新規流入の防止を図っていく。

９　不法係留船舶対策

不法係留船舶は、流水阻害のほか、ゴミの不法投棄、周辺での違法駐車、景観阻害など、水辺の生活環境に問題を引き起こしており、また船舶による経済活動や災害時の救援活動の支障にもなっている。

このことから、都では、河川法による従来の河川管理に加え、「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」を制定し、「東京都船舶の係留保管適正化計画」を策定することで、不法係留船対策を推進している。

具体的には、「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」により、船舶所有者等に係留保管場所の確保を求めるとともに、都が係留保管施設の整備を図りながら、移動措置や罰則が可能となる適正化区域等を指定することで、適正化と再発防止を図ることとした。また、「東京都船舶の係留保管適正化計画」では適正化を計画的に展開するために係留保管施設の整備及び不法係留船舶防止の方針等を示している。

平成15年１月の条例施行以降は、新中川、新河岸川、旧江戸川、新芝川、綾瀬川、中川、海老取川、築地川、亀島川、竪川、呑川、小名木川、大場川を適正化区域等に指定し、適正化に取り組んできた。平成25年６月には、築地川において、度重なる警告にもかかわらず自主移動されずに残されていた６隻の船舶について、強制移動を実施し、延べ約90隻あった築地川の不法係留船舶の適正化を完了した。

こうした取組の結果、条例施行時には1,000隻以上あった不法係留船舶数は全体で９割近く減少するなど大きな成果を上げている。

第４　中小河川の整備

河川部計画課・改修課・防災課

１　概　　要

(1) 基本的な進め方

隅田川以西の区部山の手には、神田川、渋谷川・古川、多摩部には、野川、空堀川などが流れており、これらは中小河川と呼ばれている。

都では、台風や集中豪雨による水害から都民の命と暮らしを守るため、市街化区域内で改修を必要とする46河川、324kmにおいて、１時間あたり50ミリの降雨により生じる洪水に対して安全を確保することを目標として、川幅を広げるなどの河道整備を基本とし、それらに長時間を要する箇所においては、調節池等の整備を組み合わせることにより、早期の安全性向上を図ってきた。

また、目標整備水準を大きく超える豪雨に伴う浸水被害の発生等を受け、「中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～」（平成24年11月）及び「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（平成26年６月）を策定し、目標整備水準を年超過確率1/20とし、優先度を考慮しながら水害対策の強化を図っている。

さらに、気候変動に伴う降雨量の増大等に備えるため「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」（令和５年12月）及び「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（令和５年12月）を策定し、目標整備水準を「気候変動を踏まえた年超過確率1/20（CC1/20(※4)）規模の降雨」に引き上げている。

なお、整備にあたっては、時間50ミリまでの降雨は護岸整備を基本に、それを超える降雨には調節池等により対応することを基本としている。

(2) 整備状況

河道整備は、令和６年度までに、全体で222.3kmの護岸整備が完了しており、事業進捗状況は護岸整備率69％となっている。

また、神田川・環状七号線地下調節池、下高井戸調節池（神田川）、下谷橋調節池（落合川）など29箇所の調節池が稼働中、江戸川橋分水路（神田川）など8箇所の分水路が完成している。令和６年度末時点の河川の安全度達成率について、対策強化流域では63％、一般の流域では81％となっている。（**第３・２表**、**第３・３表**、P.84、**第３・４表**、P.85）

令和６年度は、善福寺川、妙正寺川、浅川、柳瀬川等で延長約0.7kmの護岸整備を実施した。令和７年度は事業費約817億円をもって、神田川、石神井川、空堀川、奈良橋川で延長約1.0kmの護岸整備を実施するとともに、年超過確率1/20規模の降雨に対応するため、石神井川上流地下調節池や新たに令和７年度着手予定の善福寺川上流地下調節池など、調節池や分水路の整備を着実に進めていく。（**第３・５表**、**第３・６表**、P.85）

事業実施にあたっては、より一層の事業の重点化やコスト縮減に積極的に取り組むと共に事業効果の早期発現を図る。

※4「気候変動を踏まえた年超過確率1/20 規模の降雨」を「CC1/20 規模の降雨」と略記。
CC ： Climate Change（気候変動）

第３・２表　中小河川整備進捗状況

全体計画	令和６年度迄実績			令和７年度当初予算				令和８年度以降
	規模 [km]	整備率 [%]	河川の安全度達成率 [%]	規模 [km]	金額 [億円]	整備率 [%]	河川の安全度達成率 [%]	規模 [km]
都全体 46 河川 324 km	222.3	69	63 81	1.0 [223.3]	817	69	64 81	100.7
区部 14 河川 107 km	82.3	77	—	0.5 [82.8]	495	77	—	24.2
多摩地域 36 河川 217 km	140.0	65	—	0.5 [140.5]	322	65	—	76.5

注）1　河川数は区部、多摩地域で４河川が重複している。
2　金額には中小河川整備費のほか河川防災費、用地会計分を含む。
3　[ ]内の数値は、当該年度までの累計である。
4　整備率は護岸の整備率を示す。
5　河川の安全度達成率とは、河川の目標整備水準に対応する対策（調節池や護岸整備、河床掘削など）の達成度を表す指標であり、上段は対策強化流域、下段は一般の流域の値を示す。
なお、対策強化流域の値は、神田川、渋谷川・古川、石神井川、目黒川、呑川、野川、白子川、谷沢川・丸子川、境川、柳瀬川の10流域を集計している。
6　規模(km)は、単年度は当該年度の数値を、累計は当該年度までの数値を四捨五入しているため、単純合計があわない場合がある。
7　金額は、都全体、区部及び多摩地域の当初予算をそれぞれ四捨五入しているため、単純合計が合わない場合がある。

第３・３表　主な中小河川の整備状況

河川名 整備延長 km	令和６年度迄実績			令和７年度当初予算				令和８年度以降	令和７年度の主な整備内容
	規模 [km]	整備率 [%]	河川の安全度達成率 [%]	規模 [km]	金額 [百万円]	整備率 [%]	河川の安全度達成率 [%]	規模 [km]	
神田川 20.6	18.1	88	53	0.06 〔18.2〕	11,008	88	53	2.4	護岸整備 調節池整備
善福寺川 10.5	6.6	63	41	0.17 〔6.8〕	18,453	65	41	3.7	護岸整備 調節池整備
妙正寺川 9.9	4.7	47	51	0.04 〔 4.7〕	908	47	51	5.2	護岸整備
石神井川 24.5	18.7	76	70	0.10 〔18.8〕	18,800	77	70	5.7	護岸整備 調節池整備
白子川 8.6	4.5	52	55	0.06 〔 4.5〕	2,371	52	55	4.1	護岸整備
野川 18.8	16.1	86	81	0.00 〔16.1〕	2,859	86	81	2.7	護岸整備 河床整備
空堀川 14.0	13.0	93	73	0.14 〔13.2〕	1,383	94	74	0.8	護岸整備 河床整備
鶴見川 9.6	7.4	77	95	0.01 〔 7.4〕	585	77	95	2.2	護岸整備

注）１　〔 〕の数値は、当該年度までの累計である。
２　規模（km）は、単年度は当該年度の数値を、累計は当該年度までの数値を四捨五入しているため単純合計があわない場合がある。

第３・４表　調節池・分水路の整備状況

区　分	完　　成	整 備 中	令和７年度 着手予定
調　節　池	12河川 27か所	４河川 ８か所	１河川 １か所
分　水　路	５河川 ８か所	１河川 １か所	０河川 ０か所

第３・５表　整備中調節池等の概要

河川名	施　設　名　称	貯留量 (m^3)	着手 年度	稼働時期	令和７年度 の主な実施内容
神田川	下高井戸調節池	30,000	H28	Ｒ６年度稼働	設備工事
環状七号線地下広域調節池 （石神井川区間）		681,000	H28	Ｒ９年度取水 （予定）	本体工事
石神井川	城北中央公園 調節池（一期）	90,000	H28	Ｒ８年度稼働 （予定）	本体工事
	城北中央公園 調節池（二期）	160,000	R6	Ｒ18年度稼働 （予定）	本体工事
	石神井川上流地下 調節池	293,000	R5	Ｒ17年度稼働 （予定）	本体工事
境川	境川金森調節池	151,000	H29	Ｒ８年度稼働 （予定）	本体工事
	境川木曽東調節池	49,000	H29	Ｒ７年度稼働 （予定）	本体工事
	境川木曽西調節池	50,000	R6	Ｒ17年度稼働 （予定）	本体工事
落合川	下谷橋調節池	9,500	R3	Ｒ６年度稼働	本体工事
谷沢川	谷沢川分水路	$50m^3/s$ （分水流量）	H30	Ｒ８年度稼働 （予定）	本体工事

第３・６表　令和７年度工事着手予定の調節池の概要

河川名	調　節　池　名	貯留量 (m^3)	着手 年度	完成 予定年度	令和７年度 の実施予定内容
善福寺川	善福寺川上流地下 調節池	300,000	R7	Ｒ23年度末（予定）	本体工事

２　主な整備中の調節池等

(1) 環状七号線地下広域調節池の整備

環状七号線地下広域調節池は、都道環七通りと目白通りの地下空間を活用し、既設の神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池を新たなトンネルで連結する大規模なトンネル式の地下調節池である。神田川、石神井川及び白子川の流域間で、貯留容量の相互融通が可能となり時間100ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨にも効果を発揮する。平成28年度から整備に着手し、令和９年度の取水開始を目指している。（**第３・７表**、P. 86）（**第３・２図**、P. 86）

第３・７表　環状七号線地下広域調節池
（石神井川区間）

施　工　箇　所		中野区野方五丁目地内から練馬区高松三丁目地内
施設概要	貯　留　量	681,000m^3
	トンネル延長	約5.4km
	トンネル内径	12.5m（土被り約32m～40m）
	地　上　施　設	取水施設、排水施設、管理棟

第３・２図　環状七号線地下広域調節池のイメージ

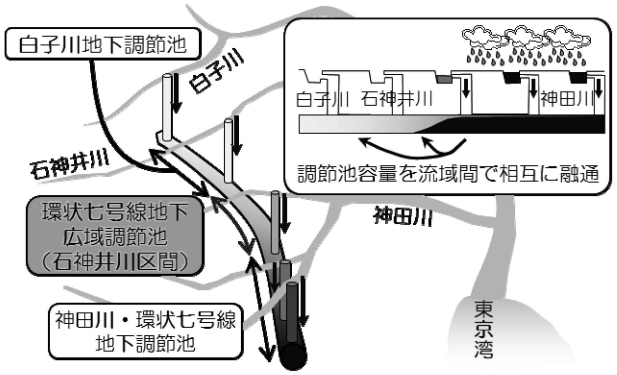

(2) 城北中央公園調節池の整備

城北中央公園調節池は、都立城北中央公園を活用した地下式の調節池である。本調節池は、二期に分割して施行予定であり、第一期工事は、平成28年度から整備に着手し、令和７年６月に取水を開始した。また、令和６年度から第二期工事に着手し、令和18年度の整備完了を目指している。（**第３・８表**）

第３・８表　城北中央公園調節池

施　工　箇　所		板橋区小茂根五丁目地内から練馬区羽沢三丁目地内
施設概要	貯　留　量	250,000m^3 （一期：90,000m^3、二期：160,000m^3）
	敷　地　面　積	約2.0ha
	上　部　施　設	都立城北中央公園

(3) 境川金森調節池の整備

境川金森調節池は、町田市の旧西田スポーツ広場を活用した地下式の調節池である。平成29年度から整備に着手し、令和８年度の稼働を目指している。（**第３・９表**）

第３・９表　境川金森調節池

施　工　箇　所		町田市金森地内
施設概要	貯　留　量	151,000m^3
	敷　地　面　積	約1.7ha
	上　部　施　設	町田市旧西田スポーツ広場

(4) 谷沢川分水路の整備

谷沢川分水路は、谷沢川上流部で本川及び下水道雨水幹線の雨水を最大50m^3/s取水し、最下流部で放流するトンネル形式の分水路である。平成30年度から整備に着手し、令和８年度の稼働を目指している。（**第３・10表**）

第３・10表　谷沢川分水路

施　工　箇　所		世田谷区玉堤二丁目地内から同区玉川台一丁目地内
施設概要	最　大　流　量	50m^3/s
	トンネル延長	約3.2km
	トンネル内径	5.5m

(5) 石神井川上流地下調節池の整備

石神井川上流地下調節池は、都道青梅街道や都道伏見通り等の地下空間を活用した地下トンネル式の調節池である。令和５年度から整備に着手し、令和17年度の整備完了を目指している。（**第３・11表**）

第３・11表　石神井川上流地下調節池

施　工　箇　所		西東京市南町一丁目地内から武蔵野市八幡町二丁目地内
施設概要	貯　留　量	293,000m^3
	トンネル延長	約1.9km
	トンネル内径	14.3m

(6) 境川木曽西調節池の整備

境川木曽西調節池は、旧河川敷を活用した地下箱式の調節池である。令和６年度から整備に着手し、令和17年度の整備完了を目指している。（**第３・12表、**P.87）

第３・12表　境川木曽西調節池

施工箇所		町田市木曽西二丁目地内から 相模原市中央区東淵野辺二丁目地内
施設概要	貯留量	50,000m^3
	敷地面積	約0.3ha
	上部施設	管理棟

(7) 善福寺川上流地下調節池の整備

善福寺川上流地下調節池は、都道環八通りや都道青梅街道等の地下空間を活用した地下トンネル式の調節池である。令和７年度から整備に着手し、令和23年度の整備完了を目指している。（第３・13表）

第３・13表　善福寺川上流地下調節池

施工箇所		杉並区成田西三丁目地内から 同区西荻北四丁目地内
施設概要	貯留量	300,000m^3
	トンネル延長	約5.8km
	トンネル内径	7.5～9.0m

３　中小河川の新たな目標整備水準達成に向けた取組

(1) 調節池の整備

令和７年度は、神田川など５河川において、神田川・環状七号線地下調節池と白子川地下調節池をつなぐ環状七号線地下広域調節池や善福寺川上流地下調節池、石神井川上流地下調節池などの目標整備水準（年超過確率1/20規模の降雨）達成に向けた調節池の整備を着実に進めていく。

さらに、「2050東京戦略」では、新たな調節池等の事業化目標を令和17年度末までに累計約250万㎥に設定し、令和２年度から令和６年度までに６つの調節池を事業化した。これに加え、令和７年度は妙正寺川上流調節池（仮称）など２つの調節池を事業化した。

引き続き、神田川など８河川において、新たな調節池等の事業化に向けた検討を実施している。

(2) 気候変動を踏まえた中小河川の洪水対策

将来の降雨量増大など気候変動への対応に向け、降雨量増加分には、主に調節池等による対応を基本に、既存ストックの有効活用などにより効率的・効果的な対策を実施していく。具体的には、神田川等10流域で将来の気候変動を踏まえた河川整備検討を行い、順次河川整備計画を改定していく。また、環状七号線地下広域調節池等を連結し、東京湾までつなぐ地下河川の事業化に向けた取組を推進していく。（第３・３図、P. 88）

４　都市型水害対策

(1) 概要

近年、東京では短時間かつ局地的に、時間50ミリを超える集中豪雨がたびたび発生し、浸水被害も多発している。一方、都内では、地下空間や土地の高度利用などがますます進行し、浸水に対する危険度はさらに増大している。

都は、こうした被害の軽減を目的に、河川整備に加え、流域対策などのハード対策と、浸水予想区域※5図の作成・公表などのソフト対策を実施している。

(2) 流域対策の推進

公園、学校、集合住宅への雨水貯留浸透施設の設置や、住宅等への各戸貯留施設の設置、道路における透水性舗装や浸透マスの設置など、流域対策を積極的に推進していく。

(3) 浸水予想区域図・洪水ハザードマップ

平成27年５月の水防法改正を踏まえ、外力を東海豪雨から想定し得る最大規模の降雨に見直し、浸水予想（想定）区域図の改定を行い、令和２年度までに完了した。（第３・４図、P. 88）

また、令和３年11月の水防法改正により、一級、二級全河川に洪水浸水想定区域※6指定の対象が拡大したことに伴い、全15区域（八ツ瀬川流域を新規作成）の洪水浸水想定区域図を令和５年度に改定（策定）・公表した。

「洪水ハザードマップ」は、区市町村が「浸水予想区域図」を基にして、避難路や避難場所等を記載したものである。令和７年３月現在、「洪水ハザードマップ」は、23区26市２町１村で作成・公表済みである。

※５東京都の管理する全河川（島しょを除く）の流域を対象に、河川及び下水道による浸水をあわせて表示した東京都独自の取組

※６水防法に基づき、想定最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域

第３・３図　地下河川の検討イメージ

第３・４図　浸水予想区域図　公表状況

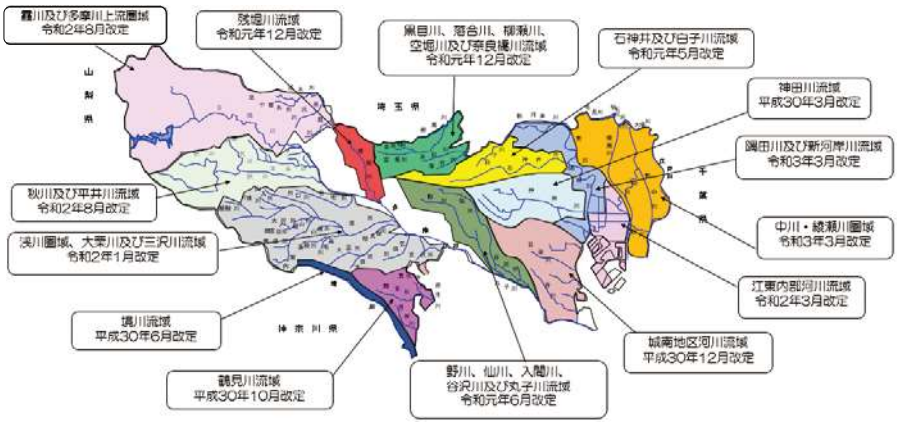

(4) 特定都市河川浸水被害対策法

特定都市河川浸水被害対策法は、市街化の進展により、河川の整備だけでは十分かつ効率的な浸水被害対策を講ずることができない河川を「特定都市河川」に指定し、総合的に浸水被害対策を進めていくものであり、平成17年に鶴見川、平成26年に境川、令和６年に中川・綾瀬川が指定された。

令和３年11月、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律が施行された。本改正のポイントとしては、特定都市河川指定要件の見直し、雨水貯留施設の設置促進、浸水被害防止区域制度の創設等である。

(5) 東京都豪雨対策基本方針の改定

都は、平成26年６月に「東京都豪雨対策基本方針（改定）」を策定し、甚大な浸水被害が発生している地域を対策強化流域に位置づけ、レベルアップした目標整備水準による護岸や調節池等の整備を進めている。令和３年４月に既存の対策強化流域（９流域）に加え、柳瀬川流域を対策強化流域に追加した。（第３・５図）

令和５年12月には、「東京都豪雨対策基本方針（改定）」を策定し、気候変動に対応するため対策の目標を引き上げている。

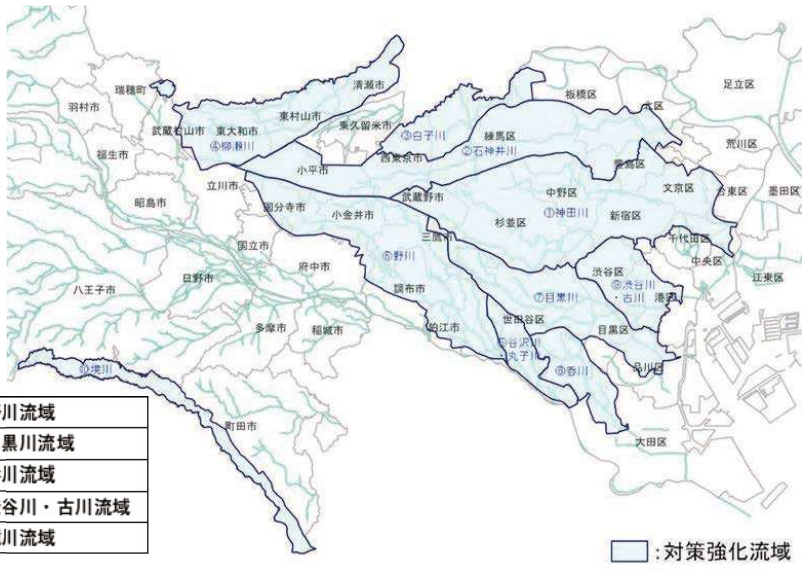

①神田川流域	⑥野川流域
②石神井川流域	⑦目黒川流域
③白子川流域	⑧呑川流域
④柳瀬川流域	⑨渋谷川・古川流域
⑤谷沢川・丸子川流域	⑩境川流域

第３・５図　対策強化流域の位置

第５　低地河川の整備

河川部計画課・改修課・指導調整課

１　概　　要

東部低地帯は軟弱な地盤で構成されているうえ、明治期以降、工業地帯として発展し、地下水等のくみ上げが盛んに行われた。その結果、地盤沈下が発生し、満潮位より低い、いわゆるゼロメートル地帯が拡大され、高潮、洪水、大地震等の自然災害に対して極めて脆弱な地域となっている。このため、都は、高潮や地震に対処できるよう河川施設整備を進めている。（**第３・14表**、P.90）

２　高潮防御施設の整備

昭和32年、既往最大（大正６年台風）の高潮に対処できるように江東三角地帯を囲む外郭堤防修築事業に着手した。しかし、昭和34年９月に名古屋地方に最大の高潮被害をもたらした伊勢湾台風を契機として、同台風級の高潮（Ａ．Ｐ．＋5.1m）に対処できるように計画を改定し、高潮防御施設整備事業として防潮堤や護岸等を整備している。

令和７年度は、事業費約56億円をもって、毛長川の護岸の整備等を実施する予定である。

３　江東内部河川の整備

荒川・隅田川及び東京湾に囲まれた江東三角地帯は、地盤が低く、内部を河川が縦横に走っているため、これまで多くの水害に見舞われてきた。さらに、護岸は地盤沈下に伴って度重なる嵩上げを行ってきており、大地震に対して脆弱な状態となっていた。そこで、この地域を大地震に伴う地域内の護岸損壊による浸水被害から守るため、江東内部河川整備事業を実施することとした。（**第３・６図**、P.91）

この事業は、江東三角地帯をおおむね東西に二分し、地盤が著しく低い東側地域の河川は、平常水位を低下させ一定に保つ水位低下方式により整備し、地盤が比較的高く舟航などの河川利用が多い西側地域の河川は、耐震護岸方式により整備するものである。

東側地域河川については、昭和53年12月に第一次水位低下（A.P.±０m）を、さらに平成５年３月に第二次水位低下（A.P.－1.0m）を実施し、その後河道整備を行っている。平成22年度には約40年をかけた旧中川の整備が完了した。

令和６年度は、竪川の河道約0.1㎞等の整備を行った。

令和７年度は、事業費約13億円をもって、横十間川の河道約0.5㎞等の整備を実施する予定である。

４　スーパー堤防等の整備

東部低地帯の主要５河川（隅田川、中川、旧江戸川、新中川、綾瀬川）については、大地震に対する安全性をより高め、地域環境の向上を図るため、順次スーパー堤防や緩傾斜型堤防に改築していくこととしている。

スーパー堤防等の整備にあたっては、背後地の再開発事業や民間開発等との一体的な事業により、用地の確保と合わせ、開発と整合のとれた水辺空間の整備を図っている。

昭和62年度からは、親しみやすい水辺環境を早期に都民に提供するため、堤防の前面部で先行してテラスを整備し、開放している。

令和６年度は、新たに３地区のスーパー堤防が概成した。

令和７年度は、事業費約42億円をもって、スーパー堤防８地区及びテラスの整備を行う予定である。

５　河川施設の耐震・耐水対策

平成７年の阪神・淡路大震災を契機に行った堤防・水門及び排水機場の耐震点検に基づき、河川施設の耐震強化を順次実施していくこととし、外郭３河川の防潮堤・水門等を優先しながら、耐震対策を実施してきた。

平成24年12月には、東日本大震災の発生を踏まえ、「最大級の地震が発生した場合においても、各施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止する」ことを目標とする「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定し、堤防や水門・排水機場等の耐震・耐水対策を進めてきた。

令和３年12月には、対象範囲を拡大した「東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）」を策定し、令和４年度から令和13年度までの10ヵ年で約57㎞の堤防の耐震対策と９施設の水門・排水機場等の耐震・耐水対策を進めている。（**第３・７図**、P.92）

令和６年度は、中川、新中川、隅田川等で防潮堤及び護岸の耐震対策約5.0㎞を実施した。また、亀島川水門において耐震・耐水対策を実施した。

令和７年度は、事業費約244億円をもって、中川、新中川、大横川等で防潮堤及び護岸約5.3㎞の耐震対策を予定している。また、水門等２施設の耐震・耐水対策を進める予定である。

第３・14表　低地河川の整備

事　業　別	全体計画規模	令和６年度迄実績		令和７年度予算			令和８年度以降
		規　模	整備率	規模	金額	整備率	規模
高潮防御	防潮堤･護岸　168.6km	km 159.9	% 95	km 0.0 〔159.9〕	億円 56	% 95	km 8.7
江東内部	（西側河川） 耐震護岸　23.1km	19.3	84	0.0 〔19.3〕	1	84	3.8
	（東側河川） 河道整備　27.2km	21.7	81	0.7 〔22.7〕	12	83	4.5
スーパー堤防等	スーパー堤防 29.3km	19.8	67	0.2 〔19.9〕	31	68	9.4
	テラス整備　47.5km	47.0	99	0.1 〔47.1〕	11	99	0.4
東部低地帯の耐震・耐水対策	堤防耐震強化　85.8km （第一期）	65.1	76	－	－	－	－
	水門等耐震・耐水対策 （第一期）　22施設	13	59	－	－	－	－
	堤防耐震強化　56.8km （第二期）	11.9	21	5.3 〔17.2〕	215	30	39.6
	水門等耐震・耐水対策 （第二期）　９施設	7	78	2 〔9〕	29	100	0施設

注）１　整備率は〔　〕内の当該年度までの累計規模による。

２　耐震・耐水対策の規模は、当該年度に完了する規模または全体計画規模に対して事業が完了する規模の割合を示す。

３　高潮防御の予算金額は、河川調査費等を含む金額である。

４　第一期計画のうち未完了の施設（堤防12.6km、水門等９施設）については、第二期計画で引き続き実施する。
なお、橋りょうや雨水の吐出口等の河川沿いに整備された施設（堤防3.4km）の耐震対策については、各管理者と連携し対策を進めていく。

５　第一期計画のうち堤防4.7kmについては、耐震性能照査により十分な耐震機能を有していると判定されている。

６　規模(km)は、単年度は当該年度の数値を、累計は当該年度までの数値を四捨五入しているため、単純合計が合わない場合がある。

第３・６図　江東内部河川整備箇所図

■江東内部河川整備計画概念図

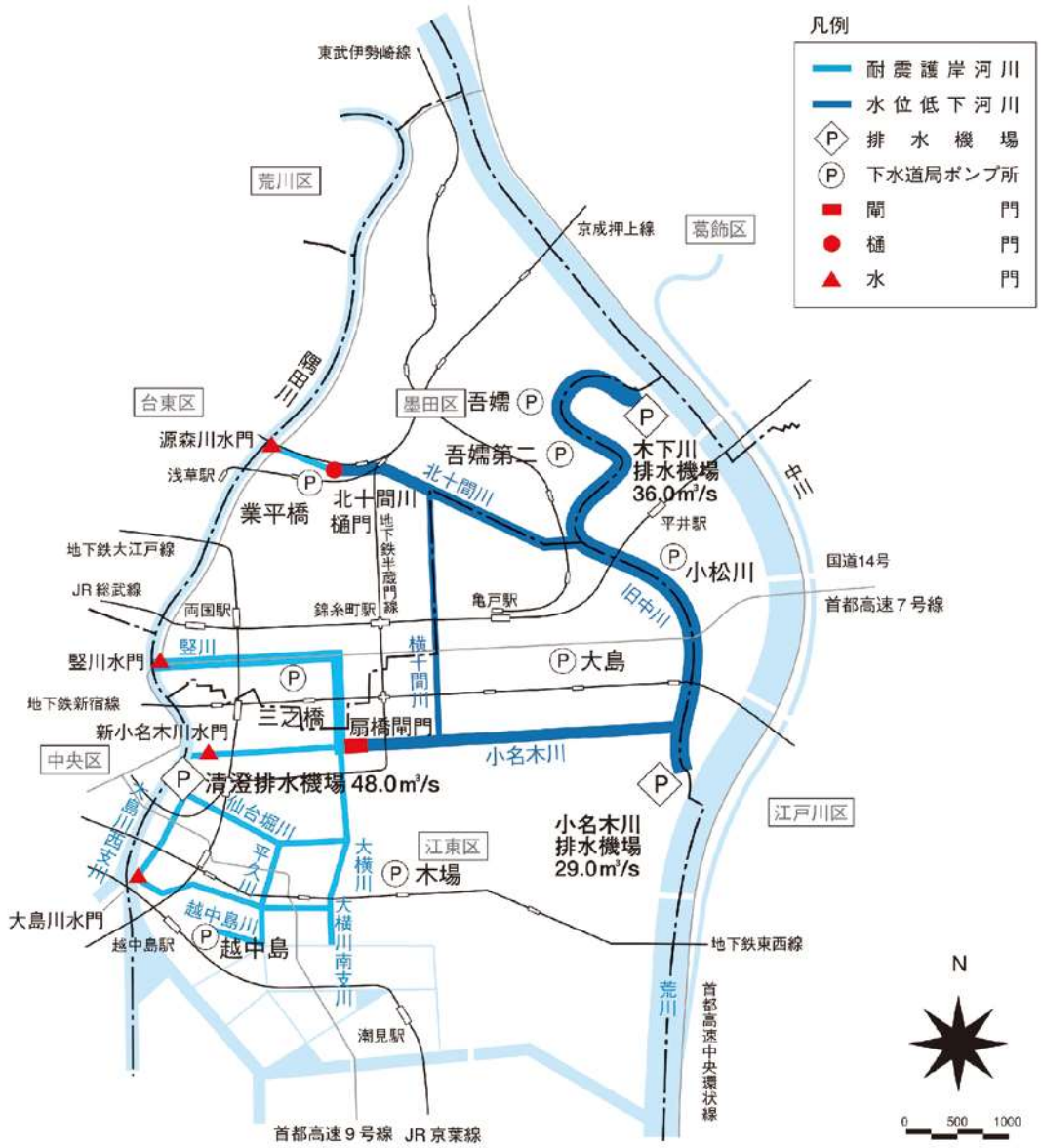

第３・７図　東部低地帯の河川施設整備計画（第二期）対象施設位置図

第３・８図　隅田川等における水辺整備に関する今後の方向性

これまでの取組　隅田川下流域を中心とした事業展開

テラスの夜間照明

テラス連絡橋

両国リバーセンター

北十間川プロムナード　等

隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方（令和５年６月）

○水辺整備に関する今後の方向性

『水辺のゆとりと潤いを活かした東京の顔づくり』

水辺のゆとり・うるおい・にぎわいをつなぐ

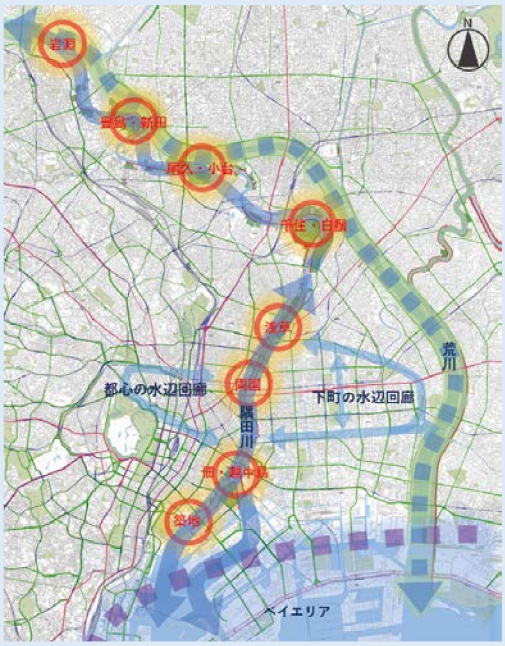

「点」「線」「面」による
水辺を基軸としたネットワークの構築

「点」：『水辺の拠点』を設定し、重点的に施策を実施
「線」：『川の軸』を展開し、動線・ネットワークを強化
「面」：『水辺を利活用』を進め、水辺の魅力を街に拡げる

○主な取組イメージ

居心地が良く歩きたくなる水辺空間の創出

まちづくりと連携した河川整備の推進

６　水辺空間のにぎわい創出に向けた取組

かつて東京の河川は、盛んな舟運や人々の船遊びなど、生活に密着したにぎわいと活気のある場であった。戦後、隅田川等では都市化の進展による水質の悪化や高潮からまちを守る防潮堤の整備により人々が川から遠ざかる時期があったが、近年は水質改善やスーパー堤防、テラスの整備により再び人々が川に親しめる環境が整ってきた。

隅田川においては、テラスの連続化や修景、バリアフリー化を行い、人々が川に近づきやすくする整備を進めるとともに、テラスギャラリーの設置等を行ってきた。

小名木川では、江戸時代に開削され「塩の道」として舟運に利用された歴史を踏まえ、石積み風の護岸や柳の植栽など江戸情緒を感じられる整備を行った。

平成23年には、河川敷地占用許可準則が改正され、民間事業者の占用が可能となったことから、河川利用を一層促進できるよう規制緩和を進めている。平成25年10月には、都内初となる民間事業者による河川敷地を活用したオープンカフェが隅田公園内に開店した。また、民間事業者の誘導を促進するため、河川敷地に川床を設置する「かわてらす」の設置を推進しており、現在６店舗が運営している。

また、都はこれまで「隅田川等における新たな水辺整備のあり方」（平成26年２月）に基づき、隅田川下流域を中心に恒常的なにぎわいの創出に向けた取組を展開しており、テラスの連続化や夜間照明などの水辺の動線強化等を推進している。具体的には、浅草や両国などのエリアでは、北十間川プロムナード（令和２年６月供用開始）や両国リバーセンター（令和２年11月全面開業）等の拠点整備を進めてきた。築地エリアでは、まちづくりに合わせてスーパー堤防等を一体的に整備することで、水辺を活用した憩いやにぎわい空間を創出していく。

さらに、令和５年６月には、これまでの取組や社会情勢の変化等を踏まえた「隅田川等における未来に向けた水辺整備のあり方」を取りまとめ、水辺整備の今後の方向性と取組イメージを示した（**第３・８図**、P.93）。今後は、具体的な水辺の動線強化や拠点整備に向けた検討を進めるなど、隅田川下流域の取組の拡充と上流域への展開などを推進していく。

また、水辺の魅力向上に資する取組の一つとして、平成29年度に隅田川サポーター制度を創設し、現在51団体が認定されている。これまで、サポーターによる情報発信や、サポーター同士の積極的な交流を図ることで、「隅田川マルシェ」が始まるなど、水辺のにぎわいが創出された。

７　気候変動への対応

海面上昇や台風の強大化など、気候変動への対応に向けて令和５年12月「気候変動を踏まえた河川施設のあり方」を策定し、整備目標や施設整備手法等を提示した。また、高潮対策における取組方針として「河川における高潮対策整備方針」を令和７年３月に策定した。

今後は、気候変動（２℃上昇）を考慮した伊勢湾台風級（930hPa）の高潮と海面上昇（0.6m）に対応していくため、河川ごとに堤防高さが不足する時期までに防潮堤嵩上げ等を推進していく。さらに、必要堤防高を確保するとともに景観や親水性を向上できるスーパー堤防について整備促進に向けた取組を進めていく。

８　防災船着場の整備と活用

災害時に寸断された陸上交通網を補完し、国や港湾区域の船着場と合わせて緊急輸送網の一層の充実を図るため、平成11年に「防災船着場整備計画」を策定し、東日本大震災を踏まえて平成28年１月に改定を行っている。この計画に基づき、都・国・区での役割分担の下、道路、鉄道との結節点や避難場所の隣接地等に、令和６年度末までに78箇所の防災船着場を整備してきた。（**第３・15表**、P.95）

また、災害時活用のための機能確保として、照明、サイン及び坂路等の整備を進めている。

さらに、災害等における円滑な活用を図るとともに、水辺のにぎわいを創出するため、これまで越中島防災船着場、明石町防災船着場、桜橋防災船着場、両国防災船着場（２箇所）、浜町防災船着場、箱崎町防災船着場を平常時に一般船舶が利用できるよう開放してきており、令和７年度は、新たに新川防災船着場を開放した。

なお、葛西臨海公園防災船着場については、令和４年度から夏期期間のみ開放している。

平成28年９月からは、両国防災船着場の夜間開放を開始し、令和５年５月からは、船着場予約管理システムを導入するなど、防災船着場の利用しやすい環境整備を進めている。（舟運事業者によ

る船着場の習熟利用を促進するため、令和６年４月１日から令和８年３月31日まで、船着場予約システムの予約による利用料金の割引を実施中。割引後の利用料金は１回当たり300円～2,500円で、営業船舶やプレジャーボートが利用している。）

第３・15表　防災船着場の整備　（単位：箇所、百万円）

整備主体		全体計画規模	令和６年度迄実績		令和７年度当初予算			令和８年度以降
			規模	整備率	規模	金額	整備率	規模
都管理河川	都	箇所 26	箇所 25	% 96	箇所 0 〔25〕	1,061	% 96	箇所 1
	区	44	34	77	0 〔34〕	0	77	10
その他		24	19	79	－ 〔19〕	－	79	5
計		94	78	83	0 〔78〕	1,061	83	16

注１：〔　〕内の数値は、当該年度までの累計である。整備率は累計で規模による。
注２：その他には、直轄河川及び民間整備箇所を含む。

第６　土砂災害対策事業

河川部計画課・防災課

１　概　　要

土砂災害のハード対策としては、砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策の３事業を実施している。（第３・16表、P. 97）

一方、ソフト対策としては、土砂災害に対する危険性の周知や警戒避難体制の整備等を推進するため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（通称：「土砂災害防止法」）に基づき、土砂災害のおそれのある区域を、土砂災害警戒区域等に指定している。

『人命の保護』を最優先に、災害対応力の向上・充実のため、区市町村等の協力の下、ハード対策とソフト対策を連携して事業を推進している。

２　砂防事業

砂防事業とは、大雨等により発生する土石流等の土砂災害を防止することを目的として実施する事業である。根拠法である砂防法の歴史は古く、明治29年制定の河川法に引き続き、明治30年に制定された。

東京都では、砂防法に基づき、多摩地域と島しょ地域において砂防事業を実施している。事業内容は、土石流災害のおそれのある渓流を砂防指定地に指定し、砂防堰堤や流路工などの砂防施設を整備することである。

多摩地域では、山地や丘陵地の渓流周辺まで宅地化が進み、土石流災害のおそれのある渓流が多数存在している。

島しょ地域では、急峻な山腹を流下する渓流の出口が貴重な平地となっており、人家等が集中している。また、伊豆諸島の多くは活火山であり、これらの島々では、通常の土石流対策に加え、火山灰による泥流等から下流部の保全対象を守ることを目的とした火山砂防事業を実施している。加えて、火山噴火時の被害を軽減するために緊急に実施する対策として火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定し、仮設堰堤用のブロック備蓄や火山噴火監視カメラの設置等を実施している。

砂防事業は、『人命の保護』を最優先にという観点に立ち、保全対象の重要度や災害発生の危険度等を考慮して計画的に事業を実施している。また、３Ｄ地形データを活用した早期に対策が必要な渓流の抽出や、早期に一定の安全性を確保する必要のある箇所について、土石流捕捉ネット等による簡易的な対策の実施等、効果的な対策を推進していく。

令和７年８月現在、190渓流（今年度着手予定含む）で事業を実施しており、このうち126渓流が概成している。

令和６年度は、本宿地区第一沢（檜原村）、大金沢（大島町）等45渓流で堰堤工等を実施した。

令和７年度は、喜代沢（青梅市）、芦川（八丈町）等61渓流で、約44億円の事業費をもって、堰堤工等を実施する予定である。

このうち、伊豆大島については、平成25年10月の台風26号により伊豆大島の元町地区に大きな被害をもたらした大金沢において、応急対策、短期対策、中長期対策の３つに区分し、対策を段階的に実施してきた。現在は通常の火山砂防事業として、砂防堰堤の整備等の中長期対策を実施している。

３　急傾斜地崩壊対策事業

東京都では、昭和30年代後半から台地や山間の急傾斜地（がけ地）周辺にまで宅地化が進み、台風、集中豪雨の際に急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）による災害が生じるおそれのある地域が拡大している。

このような災害から国民の生命・財産を保護するため、昭和44年に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）が施行され、東京都では昭和49年から、自然斜面で土地所有者等が急傾斜地崩壊対策を実施することが困難又は不適当と認められる場合に区市町村からの要望を受け、急傾斜地崩壊対策事業を行っている。

傾斜角度30度以上、がけ高５ｍ以上の急傾斜地において、保全人家等を踏まえ、急傾斜地崩壊危険区域に指定し、崩壊防止工事を実施している。

令和７年８月現在、71地区（今年度着手予定含む）で事業を実施しており、このうち62地区が概成している。

令和６年度は、七軒町地区（神津島村）等の11地区で、法枠対策工等を実施した。

令和７年度は、大久野新井地区（日の出町）等の10地区で、約28億円の事業費をもって、崩壊土砂捕捉工等を実施する予定である。

４　地すべり対策事業

地すべりとは、山地や丘陵の斜面において、地下水等に起因して地盤がすべる現象をいう。

地すべり対策は、古くは砂防法の中で行われてきたが、昭和33年に「地すべり等防止法」が施行され現在に至っている。

地すべりが発生するおそれのある箇所は、空中写真の判読や現地踏査等により特定することができ、特に危険度が高い箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を実施している。

令和７年８月現在、14地区（今年度着手予定含む）で事業を実施しており、13地区が概成している。

令和７年度は、長谷地区（小笠原村）等で約2億円の事業費をもって、抑止杭工等を実施する予定である。

５　ソフト・ハードの連携した土砂災害対策

土砂災害から都民の生命を守ることを最優先に、土砂災害に対する警戒避難体制を確立していくため、土砂災害防止法（平成13年４月１日施行）に基づき、危険箇所の地形や土地利用などを把握する基礎調査を都内全域で進め、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」等に指定している。

基礎調査については、平成29年度に完了し、速やかに土砂災害の危険性を住民に周知するため、調査結果の公表を平成30年度に完了した。また、土砂災害警戒区域等については、平成30年７月の西日本豪雨の教訓等を踏まえ、目標を半年前倒しし、令和元年９月に都内全域の指定が完了した。引き続き、おおむね５年ごとに行う二巡目以降の基礎調査を都内全域で進めていく。

なお、令和７年８月末時点で、15,702箇所の土砂災害警戒区域と、13,757箇所の土砂災害特別警戒区域を指定している。

また、避難の目安となる「土砂災害警戒情報」については、気象庁と共同発表しており、平成20年２月１日から運用を行っている。令和５年６月には、近年の降雨事例や土砂災害発生事例のデータを加えて土砂災害警戒情報の基準を見直し、新たな基準で運用を開始している。併せて、区市町村が整備する土砂災害ハザードマップの作成支援などにも取り組んでいる。

なお、土砂災害警戒区域内において、避難所等の重要施設がある箇所については、前述のハード対策の整備を優先的に行っている。

このようにソフト・ハード対策を連携し、総合的な土砂災害対策を進めている。

第３・16表　　砂防関係施設の整備状況　　（金額：百万円）

事業別	重点箇所数	令和5年度迄実績	令和6年度決算		令和7年度当初予算		令和8年度以降残
	規模	規模	規模	金額	規模	金額	規模
砂防事業	190渓流	123渓流	45渓流 〈3〉	2,610	61渓流 〈3〉	4,352	61渓流
急傾斜地崩壊対策事業	71地区	60地区	11地区 〈2〉	1,356	10地区 〈0〉	2,762	9地区
地すべり対策事業	14地区	13地区	0地区	46	1地区 〈0〉	175	1地区
海岸保全施設整備事業	19.4km	19.3km	0.0km	312	0.0km	476	0.1km
計				4,324		7,765	

注）１　重点箇所数は、これまでに事業完了した箇所に現在実施中の事業箇所を加えた数である。
なお、重点箇所数については、土砂災害警戒区域等の指定後に、区市町村による区域内の避難所の移転などの状況変化により変動するものである。

２　実績は、概成数を示すものであり、必要に応じて事業を再開する場合は再開後に実績から除き、再開事業が完了した際に改めて実績に加える。

３　規模の〈 〉書き数字は当該年度の概成（予定）数（内書き）である。

４　海岸保全施設整備事業の規模は護岸、人工リーフなどの合計延長である。

第７　海岸保全事業

河川部計画課・防災課

東京都の海岸は東京湾、伊豆諸島及び小笠原諸島にあり、その延長は約760km、全国総延長の約2.1%に相当する。

このうち、現在、建設局では、昭和31年に施行された海岸法に基づき、国直轄の沖ノ鳥島を除く26箇所延長約46kmを海岸保全区域に指定し、「東京湾沿岸海岸保全基本計画（東京都区間）」及び「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」に基づき事業を実施してきている。

建設局所管の海岸保全区域は、伊豆諸島の25箇所と、東京湾内の葛西海岸１箇所である。

伊豆諸島及び小笠原諸島は、外洋に位置し台風や冬季の季節風等による厳しい波浪条件下にあるため、海岸線の侵食・後退が進行している。これらの島々では、住民は海岸に面したわずかな平地で生活を営んでいることから、海岸保全事業に対する要望が強い。

このような状況のもと、海岸侵食から国土を保全し、人家、公的施設の安全性を確保するため、海岸保全事業を実施してきている。

令和６年度は、沢尻・長浜海岸（神津島村）等で人工リーフ等を実施した。

令和７年度は、事業費約５億円をもって、沢尻・長浜海岸（神津島村）等で人工リーフ等を整備する予定である。

なお、国は、気候変動による影響を考慮した対策へ転換するために、令和２年11月に海岸保全基本方針を変更した。これに伴い、都は「東京湾沿岸海岸保全基本計画（東京都区間）」について、令和５年３月に気候変動を踏まえた計画に改定した。また、「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」についても、気候変動による海面上昇や台風強大化等を考慮した高潮、波浪等の検討を行い、令和７年３月に気候変動を踏まえた計画に改定した。

第８　河川環境の整備

１　概　　要

河川部計画課

近年、河川に対しては、治水機能の向上だけではなく、水に親しめる空間の整備や多様な生物の生息環境の創出など、都市に残された貴重な水辺空間として多種多様な期待が寄せられている。

河川環境の整備については、河川改修にあわせて、自然を活かした川づくりや河川の緑化、水辺の景観形成など、うるおいのある水辺の創出に取り組んでいる。

また、河川のしゅんせつや水質浄化施設の設置、下水道高度処理水や地下鉄等からの湧水の導水など、水質の改善、水量の確保も行っている。

さらに、再生可能エネルギーの活用を目的とし、河川の水位差に着目した小水力発電導入にも取り組んでいる。

２　河川のしゅんせつ

河川部防災課

東部低地帯の感潮河川では、河川水が滞留しやすいことから、汚濁物質も長時間滞留し、沈殿堆積するため悪臭発生の原因となっている。さらに、底泥の堆積は、治水上も影響を及ぼす場合がある。

これらの対策として、河川のしゅんせつを行い水質汚濁の一因となっている底泥を除去し、河川水質の浄化を図るとともに河積の確保等に取り組んでいる。

令和７年度の事業費は、約８億円、隅田川等の河川で、約10.1万m^3のしゅんせつを実施する予定である。

３　河川緑化の推進

河川部計画課・改修課・防災課

水と緑に囲まれた、自然を感じられるまちをつくるという目標に向けて、堤防法面や護岸、管理用通路などの緑化を推進することにより、うるおいのある水辺空間を創出する。

令和７年度は、中川、乞田川、大栗川、新河岸川の４河川で緑化を実施する予定である。

４　河川等の水質改善・水量確保

河川部計画課・防災課

(1) 外濠の水質改善

夏季にアオコや臭気が発生する外濠では、人々が憩う水辺の再生に向け、平成29年度から令和３

年度にかけて、東京2020大会開催に向け、底泥のしゅんせつを行うとともに、アオコを除去するための暫定対策と効果検証等を行った。令和４年度以降も、引き続きアオコ除去の暫定対策を実施するとともに、令和７年度は暫定対策や技術的助言を行っていく。

(2) 河川浄化施設

目黒川や呑川等における水質浄化施設の設置等、河川の水質改善に資する取組を区と連携して進めている。

(3) 平常水量の確保

渋谷川・古川、目黒川、呑川の城南三河川や神田川、善福寺川では下水道高度処理水を、野川や立会川等においては、地下構造物からの湧き水を導水し、水質改善や平常水量の確保を図っている。

(4) 他河川からの導水

隅田川の水質浄化を図るため、昭和39年から利根導水路を通して利根川の水を新河岸川、隅田川に導入している。

５　野川自然再生

河川部計画課・防災課

野川の第一・第二調節池では、地域と都とが『自然再生協議会』を組織し、昭和30年代にかつてあった田んぼや池等の多様な生き物の生息空間の再生に取り組み、人々が自然と触れ合える場を創出している。これまでに策定した第一次及び第二次実施計画に基づき、湿地、ため池、水路、田んぼ、河床等の整備を進め、多様な自然環境の再生を図っている。

６　再生可能エネルギー

河川部計画課・防災課

扇橋閘門及び北十間川樋門の耐震・耐水工事に合わせ、導水施設の一部に発電施設を付加し、小水力発電を行うことで、省エネルギーの推進を図っている。

令和７年度は、北十間川樋門において工事を実施する。

第９　河　川　維　持

河川部防災課

１　概　　要

河川の維持とは、河道及び河川管理施設を良好な状態に保持する行為であり、護岸、水門等を安全かつ適切に維持管理するため、令和７年度は事業費約61億円で、事業を実施する予定である。

２　護岸等

護岸の老朽化、河床の低下等により生じた変状箇所についての補修工事を行っている。また、河川敷地内の除草、清掃、転落防止柵等安全施設の維持修繕を行っている。

３　水門及び排水機場等

東京の低地帯を高潮による水害から守るため、水門12箇所、排水機場５箇所、閘門１箇所及び樋門２箇所の運転操作、点検及び修繕等の維持管理を行っている。上記施設のうち、河川法第99条により、令和７年度は水門２箇所、排水機場２箇所、樋門１箇所の運転操作及び日常点検を地元区に委託している。

また、平成23年度より稼働した水門管理システムによって、施設の監視・制御を水門管理センターで一元的に行っている。

４　砂防、海岸

砂防関係施設や海岸保全施設を良好な状態に保つため、護岸や流路等の変状個所についての補修工事を行っている。

５　調節池

洪水の一部を貯留し、水害を軽減するため、区部では７箇所のオープン式調節池と、11箇所の地下式調節池、多摩部では９箇所のオープン式調節池と、２箇所の地下式調節池が稼働している。

６　分水路

洪水の一部を分流し、水害を軽減するため、区部では５箇所、多摩部では３箇所の分水路を維持管理している。

７　防災船着場

隅田川等で、17箇所の防災船着場を維持管理している。

８　河川における水質異常事故対応

都が管理する河川において油流出及び魚浮上等

の水質異常事故が発生した場合、その被害拡大を防止する対応を実施している。

９　河川水面清掃

河川環境の保全のため、清掃船舶が航行できる29河川・延長約109㎞を対象に、浮遊するゴミなどの除去を行っている。

10　河川管理施設の点検

平成25年12月の河川法及び河川法施行令の一部改正により、河川管理施設等を年に１回以上点検することが義務付けられた。それを受けて点検要領を改定し、「東京都堤防等河川管理施設（土木施設）及び河道の点検要領」及び「同点検結果評価要領」に基づき、河川管理施設等を年に１回点検している。その点検結果を踏まえて計画的に補修を実施していくことで、より効率的かつ効果的な維持管理に取り組んでいる。

第10　河　川　防　災

河川部防災課

１　概　　要

本事業は、災害の発生を未然に防ぐため、崩壊のおそれのある既設護岸の局部的な改良などを行うものである。

具体的には、老朽化した護岸や、河床の低下により根入れ不足となった護岸の補修工事等を実施する。また、東部低地帯の治水上重要な水門及び排水機場等の設備の機器の更新等を行っている。

なお、令和７年度は事業費約91億円で、事業を実施する予定である。

２　護岸等

老朽化した護岸や河床の低下等が生じた箇所において、変状箇所の補修工事等を実施している。

３　水門及び排水機場等

水門・排水機場等において、劣化が進行する前に機器の更新等を実施している。

４　砂防・海岸

多摩地域、島しょ地域の砂防関係施設及び海岸保全施設の補強工事を実施している。

第11　予防保全型管理

河川部防災課

１　概　　要

河川施設等の多くは整備後長期間が経過しており、経年による劣化が生じている。既存施設に大規模な変状や劣化が進行する前に、予防保全的に補修を行うことで、施設の機能を確保しつつ、今後発生する補修費用を低減・平準化していくこととしている。

２　地下調節池・分水路

大規模構造物で治水上重要な施設の地下調節池・分水路は、再構築が困難であり、確実に長寿命化を図る必要がある。そのため、平成28年３月に地下調節池・分水路（土木）の予防保全計画を策定（令和４年３月改訂）した。また、平成30年３月に地下調節池（設備）の予防保全計画も策定し、予防保全型管理の対策に取り組んでいる。

令和７年度は、荏原調節池等３施設で土木補修工事を、神田川・環七地下調節池等５施設で設備補修工事を実施する予定である。

３　砂防施設

多くの施設が完成から50年以上が経過しており、劣化による変状等が確認されている。そのため、平成30年７月に予防保全計画を策定し、予防保全型管理に取り組んでいる。

令和７年度は、鴨川等９箇所で調査・設計・工事を実施する予定である。

４　急傾斜地崩壊防止施設・地すべり防止施設

昭和30年代・40年代より施設整備がされ、経年劣化による変状等が確認されている。

そのため、平成30年12月に予防保全計画を策定（令和６年３月改訂）し、予防保全型管理に取り組んでいる。

令和７年度は、初沢町地区等９箇所で調査・設計・工事を実施する予定である。

５　海岸保全施設

昭和30年代より施設整備がされ、経年劣化や台風などによる波浪の影響により、一部施設に変状が確認されている。そのため、平成30年７月に予防保全計画を策定（令和６年３月改訂）し、予防保全型管理に取り組んでいる。

令和７年度は、泉浜海岸等６箇所で調査・設計・

工事を実施する予定である。

６　堤防・護岸等

多くの施設が建設から相当年数が経過しており、経年劣化による変状等が確認されている。そのため、令和６年３月に予防保全計画を策定し、予防保全型管理に取り組んでいく。

令和７年度は、隅田川等９河川で調査・設計・工事を実施する予定である。

第12　公共土木施設災害復旧（国土交通省所管施設）

河川部防災課

災害復旧事業とは、台風や地震などの異常天然現象によって、公共土木施設が被害を受けた場合に地方公共団体がこれを復旧する事業をいう。

しかし、被災した公共土木施設の復旧には、多額な費用を要するため、一地方公共団体の財政能力を超えるものとなることから、国が特別の財政負担を行い、早期復旧を目指すこととしている。

被害を受けた地方公共団体は、国に対し、国庫負担申請を行い、被災した現地において査定を受け、復旧金額の決定をする。河川部では、都が所管する河川、海岸、砂防、道路等の公共土木施設の被災状況を総括して国へ申請しており、併せて区市町村の災害についても申請及び指導等を行っている。

平成25年度に申請した大島町の道路施設災害復旧事業については、平成29年度までに全て成功認定を実施し、事業完了となった。

また令和元年度台風第15号及び第19号により被災した道路・河川・下水道施設災害復旧事業については、令和４年度までに全て成功認定を実施し、事業完了となった。

第13　水　　防

河川部防災課

１　概　　要

水防活動は、洪水、高潮や津波から都民の生命、財産を守るため、都及び区市町村（水防管理団体）等の関係機関が行う活動であり、河川改修と並び水害の防止・軽減を図る手段として非常に重要である。

都及び区市町村等の関係機関の役割は水防法により定められており、区市町村は管内における河川の巡視や土のう積みなどの水防活動を行う責任を有する。都は、①洪水予報、水防警報等の発表　②雨量、河川水位の監視　③河川水位、気象情報の伝達　④水防管理団体への水防資器材の供与　⑤水防管理団体への技術的支援等を行っている。

２　東京都水防計画

水防業務の調整及び円滑な実施を図るため、水防法第７条により毎年４月に開催する東京都水防協議会（会長は都知事）に諮問した上で、決定し公表している。

３　東京都水防本部

気象庁の大雨・洪水警報の発表等に伴い、建設局長を本部長とする水防本部を河川部内に設置するほか、各建設事務所も警戒配備態勢をとっている。令和６年は、68回の水防態勢をとり、そのうち19回は水防本部を設置した。（**第３-17表**、P. 103）

４　東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会

平成27年９月の関東・東北豪雨や平成28年８月の北海道や東北地方へ相次いで上陸した台風により甚大な被害が発生したこと受け、平成29年５月に水防法等の一部が改正され、大規模氾濫減災協議会の創設が規定された。

都は、この法改正を受け、平成29年12月に「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」（会長は建設局長）を設置し、減災のための目標等を定め、平成30年６月には、円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等を実施するため、都や区市町村等の関係機関が取り組む事項について取りまとめた「取組方針」を策定し、減災のための取組を推進している。

令和４年３月には、これまでの取組実施状況の総括を行うとともに、令和４年度以降における取組方針を改定し、減災のための取組を推進している。

令和７年５月には、要配慮者利用施設の避難確保計画に関する進捗状況を報告するとともに、減災に向けた取組事項について情報の共有を行った。

５　水防倉庫と水防資器材

主要な河川沿いなど59箇所に水防倉庫を設置し、水防管理団体が備蓄している水防資器材の不足等にも備えている。

都内には、これら水防倉庫（他局及び水防管理団体所管も含む478箇所）に、土のう約100万袋、

ショベル約３万丁、ツルハシ約６千丁などの資器材を備蓄している。

６　水防災総合情報システム

水防時の情報連絡を迅速かつ正確に行うことが出来るよう、平成３年度から水防災総合情報システムを導入しており、令和３年６月より再構築した新システムが稼働している。

このシステムにより、建設局が管理する雨量計（102箇所）・水位計（161箇所）及び区市管理の雨量計（47箇所）・水位計（57箇所）のデータを１分ごとに計測しているほか、水門・排水機場等の情報収集や、河川監視カメラによる映像監視を行っており、監視カメラの設置拡大に向けて取り組んでいる。

水防災総合情報システムに取り込んだ雨量計・水位計などのデータ、河川監視カメラの静止画（５分間隔）、調節池の貯留率、洪水予報等の氾濫危険情報などを24時間リアルタイムにホームページ上で広く都民に情報提供するとともに、YouTubeにおいて、河川監視カメラのリアルタイム動画配信を行っている。また、東京都防災X（旧Twitter）において水防情報について発信している。

更に、GPS機能を活用したスマートデバイス化や英語、中国語、韓国語を加えたホームページの多言語化により情報発信の向上を行っている。

東京都水防災総合情報システム

① ﾊﾟｿｺﾝ用ｻｲﾄ：https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/im/uryosuii/tsim0102g.html

② ｽﾏｰﾄﾌｫﾝｻｲﾄ：https://www.kasen-suibo.metro.tokyo.lg.jp/s/tsim0401g.html

（スマートフォン（日本語））

東京都水防チャンネル

URL：https://www.youtube.com/channel/UCaydvLwWthLMbfKLEQSY2UQ

（二次元バーコード）

東京都防災X（旧Twitter）

ｱｶｳﾝﾄ：@tokyo_bousai（東京都防災）

URL：https://x.com/tokyo_bousai

（二次元バーコード）

７　洪水予報河川・水位周知河川・水位周知海岸

洪水や高潮発生時の自主避難の判断や、関係区市による円滑な水防活動及び避難情報発令の判断に活用してもらうため、防災情報を発表している。

洪水予報河川においては、気象庁の予測雨量に基づいて河川水位の上昇を予測し、河川が溢れるおそれのある場合に気象庁と共同で氾濫危険情報等を発表する。神田川、芝川・新芝川（埼玉県と共同）、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川、妙正寺川、石神井川の10河川を指定しており、令和６年は、妙正寺川、目黒川、渋谷川・古川、野川・仙川で８回の発表を行った。

水位周知河川においては、実況の河川水位が基準水位に達したときに、氾濫危険情報等を発表する。鶴見川、恩田川、真光寺川、境川、善福寺川、呑川、谷沢川、丸子川、白子川、柳瀬川、空堀川、奈良橋川、入間川の13河川を指定しており、令和６年は、白子川、谷沢川、空堀川、奈良橋川、境川で16回の発表を行った。

なお、近年頻発している豪雨災害を受け、未指定の河川においても適切に情報発表できるよう水位周知河川等の指定拡大を推進していく。

水位周知海岸においては、基準水位観測所の水位が高潮特別警戒水位に到達したときに、高潮氾濫発生情報を発表する。令和２年度に東京湾沿岸（東京都区間）を指定して運用を始め、令和７年４月には高潮特別警戒水位の見直しを行っているが、これまで発表の実績はない。

８　土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や、住民の自主避難の判断に資するため、都と気象庁が共同で、相当する警戒レベルを追記して発表する防災情報である。

都では平成20年２月から運用を始めており、令和６年は、８月末の台風の際など、計８回の発表を行った。令和６年５月には、大雨による土砂災害危険度を地区別に提供するなど、区市町村の警戒避難体制への支援や、都民の自主避難の支援を目的に東京都土砂災害危険度情報の配信を開始している。

東京都土砂災害危険度情報

URL：https://d-keikai.metro.tokyo.lg.jp/

（二次元バーコード）

９　防災情報提供

水防法に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川を対象に、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、河川の氾濫により浸水が想定される区域等を示した洪水浸水想定区域図の公表を進めてきたが、令和３年５月の水防法改正により対象が拡大されたことから、令和６年２月に改めて都管理河川全15区域の洪水浸水想定区域図を公表した。

このほか、水位周知海岸である東京湾沿岸（東京都区間）における高潮浸水想定区域図を平成30年３

月に公表、令和６年12月に改定しているが、上記の水防法改正に伴い、新たに島しょ部においても高潮浸水想定区域図の検討を進めている。

また、平成30年度より、洪水予報河川・水位周知河川の発表情報について、令和２年度より、土砂災害警戒情報、高潮氾濫発生情報（令和３年５月に高潮氾濫危険情報から名称変更）について、首長や区市町村防災担当部署等へ直接メールにて伝達するホットメールの仕組みを構築し、運用している。

さらに、洪水予報河川・水位周知河川の基準点水位が氾濫発生水位に到達した場合、あるいは、都管理河川において氾濫を確認した場合に、すでに氾濫が発生または切迫しているとする氾濫発生情報を発表することを令和６年度東京都水防計画に定めた。

１０　防災対策DX

風水害が激甚化する中、避難行動に繋がる水防災情報をより分かりやすく・迅速に・きめ細かに都民へ発信するため、河川監視カメラの設置拡大や、リアリティのある水防災情報の提供に向けて、令和２年度より水防災情報の発信強化やICT、AI等を活用した水門等操作支援の検討を開始した。

令和２年度当初、水防災総合情報システムにおいて公開している河川監視カメラは38か所であったが、河川監視カメラの設置拡大に伴い、令和７年３月末時点で174か所となった。令和３年６月からは、これまでの静止画に加えて、YouTubeを活用したリアルタイム動画の配信を開始した。

ICT、AI等を活用した水門等操作支援の検討については、都民の生命財産を守るため、水門開閉操作時の的確・迅速な判断を支援することを目的に、取組を進めている。

令和６年度においては、水門等操作支援システムの導入に向けた開発と各種テストを実施した。

令和７年度は、河川監視カメラの設置拡大について、新たに11か所程度を追加で公開していく予定である。

また、ICT、AI等を活用した水門等操作支援の取組については、システムの通年検証を実施する予定である。

第３・17表　令和６年　都の水防活動と降雨量の一覧表

通算	水防本部設置日	種別	23区東	23区西	多摩北	多摩西	多摩南	伊豆北	伊豆南	小笠原	水防態勢	時間最大雨量	総雨量
第１回	6月2日	集中豪雨	○	●							警戒配備態勢	内川 35 mm	内川 42 mm
第２回	6月3日	集中豪雨		●	○						警戒配備態勢	上用賀 41 mm	久我山 55 mm
第３回	7月6日	集中豪雨	○	●	○	○					警戒配備態勢	赤塚二中 55 mm	成増橋 91 mm
第４回	7月20日	集中豪雨	○	●	○	○	○				警戒配備態勢	奥多摩 77 mm	奥多摩 80 mm
第５回	7月22日	集中豪雨	○	●		●	○				警戒配備態勢	奥多摩 35 mm	奥多摩 35 mm
第６回	7月22日	集中豪雨		○	●	○					警戒配備態勢	梅郷 55 mm	梅郷 55 mm
第７回	7月23日	集中豪雨				●					警戒配備態勢	成木 7 mm	成木 7 mm
第８回	7月31日	集中豪雨	●	●	●	○	●				警戒配備態勢	赤塚 109 mm	志村五小 120 mm
第９回	8月6日	集中豪雨		●	●	●	○				警戒配備態勢	青梅 88 mm	青梅 130 mm
第10回	8月7日	集中豪雨	●	●	●	○	○			○	警戒配備態勢	辰巳 80 mm	辰巳 106 mm
第11回	8月9日	集中豪雨					●				警戒配備態勢	高尾 90 mm	高尾 93 mm
第12回	8月14日	集中豪雨		●	○		○			○	警戒配備態勢	数馬 59 mm	数馬 61 mm
第13回	8月15日	台風	●	●	●	●	●	●	●		警戒配備態勢	奥多摩 36 mm	日原 119 mm
第14回	8月21日	集中豪雨	○	●	●	○				○	警戒配備態勢	新宿 98 mm	新宿 98 mm
第15回	8月22日	集中豪雨	○	●	○					継続	警戒配備態勢	駒場 54 mm	駒場 54 mm
第16回	8月22日	集中豪雨	○	○	●					継続	警戒配備態勢	小平霊園 31 mm	小平霊園 33 mm
第17回	8月23日	集中豪雨		○	●	●	○				警戒配備態勢	梅郷 71 mm	御岳山 95 mm
第18回	8月29日	台風	○	●	●	●	●	○			警戒配備態勢	羽村 72 mm	蓬莱橋 449 mm
第19回	9月18日	集中豪雨				●	○				警戒配備態勢	日原 89 mm	日原 104 mm

注：●は大雨・洪水警報、○は大雨・洪水注意報

第14　そ　の　他

河川部計画課・管理課・防災課

１　河川整備計画

豊かでうるおいのある質の高い都民生活や、良好な環境を求める住民ニーズの増大等の最近の動きに的確に応えるため、平成９年の河川法改正では、「河川環境の整備と保全」を目的に追加し、地域の意見等も反映した計画制度（河川整備基本方針・河川整備計画の策定）が取り入れられた。

計画への住民意見を反映させるため、関係機関での閲覧・意見箱設置、ホームページでの意見募集のほか、流域連絡会に情報提供し、意見を聴取している。

平成11年度より順次河川整備計画等の策定を進め、令和７年８月現在で29圏域中28圏域（99河川）について策定が完了している。

２　流域連絡会の開催

都民と行政が共通の認識に基づき、協働・連携して、地域に活きた親しめる川づくりを進めるため、流域の住民や市民団体、区市町村及び都が、河川に係わる情報や意見の交換を行う場として流域連絡会を開催している。

意見交換の主な内容は、以下のとおりである。

①　河川に係る計画・工事・管理等

②　河川環境と歴史・文化

③　流域自治体の行政のうち河川に係るもの

現在、江東内部河川、平井川、野川など13の流域連絡会を設置している。

３　局所有船舶の活用

（１）水上バス「東京水辺ライン」の運航

都民に水辺に広く親しむ機会を提供するため、建設局が所有する３隻の船舶を用いて(公財)東京都公園協会が隅田川、荒川、臨海部を中心に水上バス「東京水辺ライン」を運航している。

水上バスは発災時には防災船として医療救護班等の移送の役割を担うことになるため、定期的に防災訓練を実施するなど都民の安全・安心の確保に努めつつ、観光スポットでもある両国や浅草、葛西臨海公園をはじめとした防災船着場等を結んで運航しており、気軽に水辺に親しめる交通手段として定着し、多くの方々に利用されている。

（２）防災船の建造

水上バスとして運航している３隻の船舶は、老朽化が進んでおり、災害対応の実効性を高めた防災船として、新たに４隻の建造を進めている。

令和７年度は、先行２隻が完成する予定である。

（３）指揮艇の更新

建設局が所有する指揮艇の更新にあわせて、環境配慮型船舶の建造を進めている。

令和７年度は、指揮艇が完成する予定である。

４　都民との協働・連携による維持管理

個々の河川の特徴に応じたきめ細かい維持管理を行うため、都民との協働・連携を進めている。

例として、柳瀬川の金山調節池で行政と市民ボランティアが協働して維持管理を実施している「金山調節池ワークショップ」、隅田川で沿川の町会や学校と連携してテラスの花壇整備や清掃活動を実施している「花守さん事業」等がある。

５　普及活動（河川愛護月間関連行事）

河川愛護月間は、身近な自然環境である河川への市民の関心の高まりに応えるため、良好な河川環境の保全・再生などの推進や、国民の河川愛護意識の醸成を目的とし、昭和49年に、国土交通省（旧建設省）が広報活動の一環として制定したものである。

都では、東京の川への親しみや愛着を持っていただくため、河川愛護月間の７月を中心に、川を歩こう、施設見学会、河川の清掃活動等、パネル展示、フォトコンテスト、シンポジウム等の各種行事を例年実施している。

６　河川水辺の国勢調査

適正な河川環境の整備及び管理を推進するため、定期的・継続的・統一的な河川環境に関する基礎情報を収集することを目的とした調査を、東京都では平成７年度より行っている。

令和７年度には、隅田川外23河川で魚類調査、中川外９河川および鶴見川外２河川で底生動物調査、多摩川外12河川で植物調査を実施する。